

## ○津山圏域資源循環施設組合契約規則

平成21年4月27日

### 津山圏域資源循環施設組合規則第21号

#### (目的)

第1条 津山圏域資源循環施設組合の財産の売却、貸与及び工事その他の請負並びに物件、労力その他の供給（以下「契約」という。）については、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

#### (準用)

第2条 契約については、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）を準用する。

#### (支払方法の特例)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第2項に規定する継続費又は同法第214条に規定する債務負担行為に係る契約（国等の補助事業に係るものに限る。）における代金の支払方法については、管理者が別に定める。

#### (契約保証金の特例)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第2項に規定する継続費又は同法第214条に規定する債務負担行為に係る契約（委託契約に限る。）を締結する場合であつて、管理者が特に必要と認める場合においては、契約保証期間は年度ごとに分割することとし、契約保証金の額は当該事業年度の委託金額の10分の1以上とする。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則（平成24年1月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 付 則（平成24年8月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。